

桜林高等学校後援会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は桜林高等学校後援会と称し、事務局を桜林高等学校（以下「学校」という）に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者および教職員が相互に理解を深め、協力してその教育の振興につとめ、生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校教育環境の整備に関する助成。
- (2) 生徒の進路ならびに部活動に関する助成。
- (3) 学校行事に関する助成。
- (4) 会員相互の親睦ならびに研修に関する助成。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項への助成。

第 2 章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は本校在籍生徒の保護者、卒業生の保護者、および本校の教職員とする。

第 3 章 役 員

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名（内1名は校長の推薦する者とする） |
| (3) 監 事 | 2 名（内1名は教職員とする） |
| (4) 書 記 | 2 名（内1名は教職員とする） |
| (5) 会 計 | 2 名（内1名は教職員とする） |
| (6) 理 事 | 保護者理事（クラス代表）及び学校理事若干名 |

(理事の選出)

第6条 理事は会員の中から次により選出する。

- (1) 会長、副会長、監事、書記、ならびに会計は、総会において理事の中から選出する。
- (2) 理事は各クラスから保護者理事を選出し、学校理事は、校長の推薦に基づき、これを選出する。

(理事の任期)

第7条 理事の任期は1年とし、任期途中で就任した理事の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 監事は年2回以上会計を監査し、その結果を総会及び理事会に報告する。
- (4) 書記は庶務にあたる。
- (5) 会計は経理にあたる。
- (6) 理事は会務を執行し、本会の企画運営にあたる。

(名誉会長および顧問)

第9条 本会に、名誉会長、および顧問を置くことができる。名誉会長、および顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

第 4 章 会 議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および理事会、委員会とする。

(総会)

第11条 総会は各年度始めに会長が召集し、次の事項を決議する。

ただし必要に応じて臨時に開催することができる。

非常変災その他急迫の事情があるとき、感染症の予防上必要がある場合は会議を臨時に中止し、理事会が書面または電磁的方法により審議する。

- (1) 予算の決定と決算の承認
- (2) 役員を選出
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要と認める事項

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 緊急事案の処理
- (3) その他必要と認める事項

(委員会)

第13条 第3条の事業を達成するために委員会を設けることができる。

- (1) 委員会は理事若干名をもって構成し、理事の中から委員長・副委員長を選出し、会長が委嘱する。
ただし、副委員長は、校長の推薦に基づき学校理事の中から会長が委嘱する。
- (2) 委員会は委員長が召集し、担当事項について企画立案、理事会の承認を経て執行する。

(決議)

第14条 会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。

- (1) 可否同数の際は議長がこれを決する。
- (2) 第11条の総会の中止の場合は、各事項の議決は会長にすべて一任される。

第 5 章 会 計

(会計)

第15条 本会の経費は、本校在籍生徒の保護者による会費、およびその他の収入をもってあてる。

- (1) 保護者である会員の会費は、一世帯月額2,000円とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は平成13年4月1日から施行する。

平成14年5月11日（改定）

平成17年5月11日（改定）

平成19年4月21日（改定）

令和3年4月23日（改定）

桜林高等学校後援会慶弔規定

第1条 この規定は、桜林高等学校後援会会則第3条の規定に基づき、会員及び生徒の慶弔に伴う慶弔金及び見舞金について、必要な事項を定める。

第2条 この規定に用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 慶弔金 結婚、出産に伴うお祝い金および死亡に伴う香料を言う。
- (2) 見舞金 けが、病気、災害に対してのお見舞いを言う。

第3条 慶弔金、見舞金の額は別表のとおりとする。

附 則

この規定は平成13年4月1日より施行する。

この規定は平成14年5月11日より施行する。

この規定は平成17年5月11日より施行する。

桜林高等学校後援会記念品贈呈規定

第1条 この規定は、役員その他本会の功労者および退職者に対する記念品の贈呈について必要な事項を定める。

第2条 この規定に用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 記念品 学校ならびに本会発展に特に功労があったときに贈呈するものを言う。

第3条 会員において、特別功労があったと認められる者の記念品については、その都度会長が決定する。

附 則

この規定は平成13年4月1日より施行する。

この規定は平成14年5月11日より施行する。

この規定は平成17年5月11日より施行する。

この規定は令和3年4月23日より施行する。

後援会慶弔・記念品贈呈規定（別表）

この規定は会則第3条に基づき、会員相互の贈与や返礼をさける目的をもって定める。

1 慶弔内規

（単位：円）

対 象	慶 弔			見 舞	
	結 婚	出 産	死 亡	け が 病 気 災 害	風・水・火災
生 徒			10,000	5,000	
保 護 者 (父 母)			10,000		鉄 10,000 鞆 5,000
教 職 員	5,000	5,000	理事会審議 配偶者 5,000 父母子女 5,000	5,000 公傷は理事会 審議	理事会審議

2 退職記念品贈呈内規

(1) 教職員

（単位：円）

年 数	2年以内	4年以内	6年以内	8年以内	8年超
金 額	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000

(2) 講師

（単位：円）

年 数	半年以上	3年以上5年以内
金 額	5,000	10,000